

インフルエンザ流行に備えた体制整備について

指定感染症に係る政令改正等について

入院勧告 関係 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等 について（施行通知）抜粋・一部改編

令和2年10月14日付け健発1014第5号厚生労働省健康局長通知

令和2年10月14日、**新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令**（令和2年政令第310号。以下「改正政令」という。）及び**新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条**において準用する**感染症法第19条第1項**の厚生労働省令で定める者等を定める省令（令和2年厚生労働省令第172号）が公布され、**令和2年10月24日から施行**される。

1. 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、**新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令**（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）により、**感染症法**（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症として定められており、感染症法の規定を準用するとともに、都道府県知事が**感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置等の必要な措置を講ずること等を可能**としている。

今般、これまでに把握されている医学的知見等を踏まえ、季節性インフルエンザの流行時期も見据え、医療資源を重症者や重症化リスクのある者に重点化していく観点から、**新型コロナウイルス感染症にかかる入院の勧告・措置について見直しを行う**こととする。

2. 改正の概要

指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、以下（1）及び（2）の対象者に限定する。

（1）65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他厚生労働省令で定める者

以下のいずれかに該当する者

- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 上記②に掲げる者のほか、**腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満**その他の事由により**臓器等の機能が低下しているおそれ**があると認められる者
- ④ **臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用**その他の事由により**免疫の機能が低下しているおそれ**があると認められる者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該**症状が重度又は中等度**であるもの
- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して**医師が入院させる必要があると認める者**
- ⑧ 上記①から⑦までに掲げる者のほか、**都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者**

（2）上記（1）以外の者であって、当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項を守ること

「厚生労働省令で定める事項」とは、次のとおりである

- ア 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
- イ 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
- ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、**新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要な事項**

3. 施行期日 公布の日から起算して10日を経過した日（令和2年10月24日）から施行する。

5. その他 新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者で**入院が必要な状態でない**と判断される者については、**引き続き、宿泊療養又は自宅療養を求めること。**

↑

・法令（政令・省令）で規定しているのは、入院勧告の対象者
・自宅療養・宿泊療養は、通知事項となるが、健康状態の報告や外出自粛に同意について、省令で言及している

1. 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の疑似症患者については、**新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令**（令和2年政令第11号）第3条の規定により、**感染症法**（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症とみなし、同法に基づく入院措置や就業制限等の措置を講じることが可能とされている。

また、感染症法上、**医師は、新型コロナウイルス感染症を診断した場合に、疑似症患者を含め直ちに都道府県知事等に届け出なければならない**こととされている。

季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生することが想定され、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は臨床的に識別が困難であるため、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者が急激に増加するおそれがある。

今般、次の季節性インフルエンザの流行期も見据え、**新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の届出について、入院症例に限ることとする**ため、所要の措置を講じるものとする。

2. 改正の内容

医師が新型コロナウイルス感染症の疑似症の患者を診断し、当該患者について**入院を要しないと認められる場合について、感染症法第12条第1項に基づく届出を不要**とすること。

したがって、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合は、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）への入力により届出を行うこととなっているが、HER-SYSへの患者情報等の入力についても、当該患者について医師が入院を要すると認めたものに限られること。

3. 施行期日 公布の日（令和2年10月14日）から施行する。

新型コロナウイルス感染症の指定感染症に係る政令改正・省令の発出を受けた三重県の対応（案）

入院勧告関係

○法令事項であり、**基本的に国の方針に従うこととしてはどうか**？ 具体的には、

- ・ **高齢者、基礎疾患、中等症以上は入院**とする。
- ・ 重症度が要件となっていることから、**各地域で重症度を把握する仕組み（外来でのスクリーニング・入院にて精査）を構築**
⇒ **（当面は入院を基本としつつも）法令の基準に該当しない場合は、自宅療養、宿泊療養も可能な形としていく。**

○地域ごとに状況は異なるため、各地域で検討を行うとともに、**流行状況も踏まえ、順次移行していく**こととしてはどうか？

- ・ 省令第1条第1号～第7号に該当しない場合は、8号の規定（都道府県知事が必要があると認める者）で入院勧告を行う

疑似症関係

○陰性者の発生届（HER-SYS入力）は不要となるが、**検査数については、G-MISにて報告を行う**。（陽性率把握のため）

今後の取り組み

- 自宅療養の在り方の検討
- 陽性者の流れについて地域別に検討・運営（**広域の入院調整は今までどおり、調整本部で実施**）
- 一定程度の入院数（例えば100例～150例など）になれば、入院期間を短縮し、自宅療養／宿泊療養に移行を促す旨を、事前に関係者に周知してはどうか？**

1 今回の見直しにより、原則として無症状病原体保有者や軽症者は入院勧告・措置の対象ではなくなるのでしょうか。

- 今回の見直しは、これまでの知見等を踏まえつつ、季節性インフルエンザの流行期も見据え、重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトしていく観点から、入院勧告・措置の対象の明確化を図ったものです。
- これにより、無症状病原体保有者や軽症者について一律に対象にできなくなるというわけではなく、見直し後においても、政令やそれに基づく厚生労働省令において規定しているとおり、
 - ・ 高齢者、呼吸器疾患等の基礎疾患があるなど重症化リスクのある者、
 - ・ 症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者、
 - ・ 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。以下同じ）がまん延防止のために入院させる必要があると認める者等に該当する場合については、入院勧告・措置の対象となり得ます。

2 現在、陽性となった者は原則入院させていますが、今後は全て入院という取扱はできなくなるのですか。

- 今回の見直しは、これまでの知見等を踏まえつつ、季節性インフルエンザの流行期も見据え、重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトしていく観点から、入院勧告・措置の対象の明確化を図ったものです。
- 具体的には、入院勧告・措置の対象として、高齢者や基礎疾患のある者など重症化リスクのある者や重症者など医療上の必要がある者等について明記することとしますが、併せて、各都道府県の感染状況に応じて、都道府県知事が合理的かつ柔軟な対応ができるよう、「都道府県知事がまん延防止のために入院させる必要があると認める者」についても対象として明記しています。
- これらの見直しの趣旨も踏まえつつ、本人の症状や地域の感染状況等に応じて、適切に対応していただくようお願いいたします。

3 入院する病床に十分余裕がある場合においても、無症状病原体保有者や軽症者は入院ではなく宿泊療養・自宅療養をお願いしてもよいのでしょうか。

- 現在、医療的には入院加療が必要ではない軽症や無症状の方も入院している状況も見られるところですが、今後、季節性インフルエンザの流行期などに患者が増加してくることが想定される中で、同様の対応をしていると、重症で入院による加療が必要な方や、重症化リスクが高い方の病床の確保が難しくなることも想定されます。
- こうした点を踏まえれば、お尋ねのように病床に余裕がある状況であっても、医師が入院の必要がないと判断した無症状病原体保有者や軽症者について宿泊療養・自宅療養を求めることは可能ですが、具体的な対応については、その患者の症状や重症化リスクの有無、地域の感染状況などを踏まえて、都道府県において適切に判断していただきたいと思います。

4 無症状病原体保有者や軽症者について、入院させなくても大丈夫なのでしょうか。

- 軽症者や無症状病原体保有者のうち、重症化の恐れが高い人に該当せず、医師が入院の必要がないと判断した方については、宿泊施設や自宅での療養の対象とすることができます。
- この場合、外出制限や健康状態の報告など、感染症のまん延防止のために必要な事項を守っていただくこととなります。また、自宅療養については、独居で自立生活可能である方のほか、同居家族等がいる方の場合には生活空間を分けるなど適切な感染管理を行うことができることなどを総合的に勘案して対象とすることとしています。
- 宿泊療養、自宅療養については、以下の事務連絡などもあらためてご参照いただき、適切に実施いただくようお願いいたします。

5 無症状病原体保有者や軽症者を感染症法に基づき入院勧告・措置した場合に、入院医療に関する費用負担の取扱いについて変更はありますか。

- 従前と同様、入院勧告・措置した場合の入院医療に関する費用については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第37条に基づき都道府県が負担することとなります。（同法第61条の規定により国も一部負担）

6 宿泊療養や自宅療養の対象者の考え方はこれまでと変わりはありませんか。軽症者等は宿泊療養が原則なのでしょうか。

- 宿泊療養や自宅療養の対象者については、これまでと変更はなく、軽症者や無症状病原体保有者のうち、重症化の恐れが高い人に該当せず、医師が入院の必要がないと判断した方については、宿泊施設や自宅での療養を求めることとしています。
- この場合、家庭内での感染事例が発生していることや症状急変時の適時適切な対応が必要であることから、宿泊療養を基本として対応をお願いしていますが、宿泊療養か自宅療養のいずれの対応となるかは、軽症者等と同居している人の状況、都道府県が用意する宿泊施設の受入可能人数、軽症者等ご本人の意向等も踏まえて、都道府県において調整いただくこととなります。

7 入院勧告・措置の運用の見直しや、疑似症届出の見直しにより、無症状病原体保有者や疑似症患者は移送の対象でなくなるのでしょうか。

- 無症状病原体保有者や疑似症患者であっても、感染症法第19条、第20条に基づき入院勧告・措置する場合は、これまでと同様、同法第21条の移送の対象となります。

なお、今回の見直しは、疑似症そのものの範囲を見直すものではありません。

8 入院勧告・措置の対象かどうかの判断に当たり、呼吸器疾患や臓器等の機能低下、免疫低下や妊婦であることなどを証明するための書類や診断書の提出を求める必要はありますか。

- 必ずしも証明する書類の提出を要するものではありませんが、実際に診断した医師等とよく連絡調整をいただいた上で、判断いただきたいと考えています。

9 「重度、中等度の症状を有する」かどうかの判断は、基本的には診断した医師の判断に基づくということによろしいですか。

- お見込みのとおりです。なお、必要に応じて、保健所や他の医療機関等に相談した上で判断することもあると考えています。

10 「都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める場合」とはどのようなケースが想定されますか。例えば、知事が「まん延を防止するため入院させる必要がある」と判断するにあたり、「病床の稼働状況」を考慮しても差し支えないですか。また、陽性者本人が入院を希望した場合、知事が「まん延を防止するため入院させる必要がある」と判断して差し支えないでしょうか。

- 今般の見直しでは、これまでの知見等を踏まえつつ、季節性インフルエンザの流行期も見据え、重症者や重症化リスクのある方に医療資源の重点をシフトしていく観点から、入院勧告・措置の対象の明確化を図ったものです。
- 一方で、各都道府県によって感染状況など新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は異なることから、都道府県知事が感染拡大を防止するため合理的かつ柔軟に入院勧告・措置をすることができるよう、「都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者」についても、対象として規定することとしました。
- 具体的な判断は、個々の事案に応じて、都道府県において必要性を判断していただくものであり、感染状況等も踏まえて適切に対応してください。
- なお、上記の趣旨を踏まえれば、本人の希望のみをもってまん延防止の観点から入院が必要と判断することは想定しておりません。

11 「厚生労働省令に定める事項の遵守」に当たり、書面で本人から誓約書等を徴収する必要がありますか。当自治体では自宅療養に当たっては口頭のみで誓約条件を示し、口頭で了解を得ている状況です。

- 宿泊療養や自宅療養の留意点等については、ご本人に丁寧に説明してご理解いただき、遵守していただく必要があります。
- 必ずしも誓約書等の書面の形で同意を得る必要はありませんが、
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（第3版）」（令和2年6月15日付け事務連絡）
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第4版）」（令和2年8月7日付け事務連絡）等をはじめ、これまでの宿泊療養や自宅療養に関する事務連絡を参照いただきながら、適切に対応いただくようお願いいたします。

1 届出対象となる入院症例は、外来で受診して医師が入院が必要と判断した疑似症患者が対象になるのでしょうか。他の疾患で入院中に、発熱等が生じて疑似症と診断された場合にも届出対象になりますか。

○ お尋ねのような入院症例については、どちらの場合も届出の対象になります。

2 今回の見直しによって、検査費用の負担の在り方は変わるのですか。自己負担が生じるのでしょうか。

○ 新型コロナウイルス感染症の検査費用の負担の在り方については、今回の見直しによって変更はありません。行政検査については、感染症法第15条に基づき実施されるものであり、自己負担は生じません。

3 疑似症患者であって入院治療を必要としない方について発生届が提出された場合、どのように取り扱うべきでしょうか。

○ お尋ねの場合については、発生届を提出いただく必要はありませんが、提出された場合は受理いただいて構いません。